

飲酒運転根絶宣言飲食店等の登録制度に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団北海道交通安全推進委員会（以下「推進委員会」という。）が行う胆振管内において飲酒運転の根絶に取り組む旨の宣言を行った飲食店及び酒類販売店等（以下「飲食店等」という。）の登録に関する手続きを定めることを目的とする。

(対象)

第2条 胆振管内の飲食店等を対象とする。

ただし、全国及び全道等で広域的に事業を行っている飲食店等は、支店単位で登録する。

(届出)

第3条 飲食店等は、推進委員会に取り組む内容を記載した届出書（様式第1号）を提出するものとする。

(登録)

第4条 推進委員会は、前条の規定により提出のあった届出書を受理し、次に掲げる事項を確認の上、当該飲食店等を登録簿（様式第2号）に登録する。

（1）必要な事項を適正に記載していること。

（2）届出書（様式第1号）に掲げる取組項目が、3項目（必須項目を含む）以上あること。

2 推進委員会は、前項の規定により登録した場合において、飲食店等に「飲酒運転根絶宣言の店」等の登録証（様式第3号）を交付し、ホームページに掲載する。

3 当該飲食店等は、前項に規定した登録証を来客者の見やすい場所に掲示する。

(登録内容の変更)

第5条 登録した飲食店等は、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに推進委員会に届出書（様式第1号）を提出しなければならない。

(登録の抹消)

第6条 登録した飲食店等は、廃業その他やむを得ない理由により登録を抹消したいときは、届出書（様式第1号）を推進委員会に提出するとともに、交付された登録証を返納するものとする。

2 推進委員会は、前項の規定により届出書が提出されたときは、当該飲食店等を登録簿から削除するとともに、ホームページから削除するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、登録の日又は第5条の規定に基づき登録区分を変更した日の翌々年度末とする。(3年間)

- 2 登録された飲食店等は、登録の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとする場合は、有効期間満了の日までに登録の更新の申請を行うものとする。
- 3 前項の規定する更新手続きには、第5条の規定を準用する。

(登録の取消)

第8条 推進委員会は、届出書の記載内容に虚偽があったとき、その他登録した飲食店等として適当でないと判断するときは、登録を取り消すことができる。

- 2 推進委員会は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該飲食店等に対しその旨を通知し、当該飲食店等を登録簿から削除するとともに、ホームページから削除するものとする。
- 3 第1項の規定により登録を取り消された飲食店等は、推進委員会に登録証を返納するものとする。

(提供)

第9条 推進委員会は、飲食店等に対し啓発物品等を提供する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年11月25日より施行する。